



平成31年3月期 第2四半期決算短信〔日本基準〕(連結)

平成30年11月14日

上場会社名 昭和ホールディングス株式会社 上場取引所 東  
 コード番号 5103 URL http://www.showa-holdings.co.jp  
 代表者(役職名) 代表取締役社長 (氏名) 此下 竜矢  
 問合せ先責任者(役職名) 取締役最高財務責任者(氏名) 庄司 友彦 (TEL) 04(7131)0181  
 四半期報告書提出予定日 平成30年11月14日 配当支払開始予定日 —  
 四半期決算補足説明資料作成の有無 : 無  
 四半期決算説明会開催の有無 : 無

(百万円未満切捨て)

1. 平成31年3月期第2四半期の連結業績(平成30年4月1日~平成30年9月30日)

(1) 連結経営成績(累計)

(%表示は、対前年同四半期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
31年3月期第2四半期	6,740	0.6	873	△12.0	604	—	△98	—
30年3月期第2四半期	6,702	7.6	992	△39.5	△4,554	—	△3,176	—

(注) 包括利益 31年3月期第2四半期 197百万円( —%) 30年3月期第2四半期 △12,455百万円( —%)

	1株当たり 四半期純利益	潜在株式調整後 1株当たり 四半期純利益
	円 銭	円 銭
31年3月期第2四半期	△1.31	—
30年3月期第2四半期	△42.05	—

(2) 連結財政状態

	総資産	純資産	自己資本比率
	百万円	百万円	%
31年3月期第2四半期	52,526	19,206	11.7
30年3月期	49,601	18,918	12.7

(参考) 自己資本 31年3月期第2四半期 6,126百万円 30年3月期 6,278百万円

2. 配当の状況

	年間配当金				
	第1四半期末	第2四半期末	第3四半期末	期末	合計
	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭	円 銭
30年3月期	—	0.00	—	0.00	0.00
31年3月期	—	0.00	—	—	—
31年3月期(予想)	—	—	—	0.00	0.00

(注) 直近に公表されている配当予想からの修正の有無 : 無

配当の状況に関する注記

3. 平成31年3月期の連結業績予想(平成30年4月1日~平成31年3月31日)

連結業績予想に関する序文

(%表示は、対前期増減率)

	売上高		営業利益		経常利益		親会社株主に帰属する当期純利益		1株当たり 当期純利益
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%	円 銭
通期	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 直近に公表されている業績予想からの修正の有無 : 無

平成31年3月期の連結業績予想につきましては、当社グループが直近で行ったM&A等による収益上ぶれ要因の情報収集・検討が必要な状況であり、現時点では適切な予想をすることが困難なことから、業績予想の公表を差し控えさせていただくことといたします。詳細につきましては添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

※ 注記事項

- (1) 当四半期連結累計期間における重要な子会社の異動 : 無  
(連結範囲の変更を伴う特定子会社の異動)

新規 一社(社名) — 、除外 一社(社名) —

期中における重要な子会社の異動に関する注記

- (2) 四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用 : 無

四半期連結財務諸表の作成に特有の会計処理の適用に関する注記

- (3) 会計方針の変更・会計上の見積りの変更・修正再表示

- ① 会計基準等の改正に伴う会計方針の変更 : 無  
② ①以外の会計方針の変更 : 無  
③ 会計上の見積りの変更 : 無  
④ 修正再表示 : 無

会計方針の変更に関する注記

- (4) 発行済株式数(普通株式)

- ① 期末発行済株式数(自己株式を含む)  
② 期末自己株式数  
③ 期中平均株式数(四半期累計)

31年3月期2Q	76,293,426株	30年3月期	75,993,426株
31年3月期2Q	444,459株	30年3月期	444,258株
31年3月期2Q	75,555,615株	30年3月期2Q	75,549,134株

発行済株式数に関する注記

※ 四半期決算短信は公認会計士又は監査法人の四半期レビューの対象外です

※ 業績予想の適切な利用に関する説明、その他特記事項

本資料に記載されている業績見通し等の将来に関する記述は、当社が現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は様々な要因により大きく異なる可能性があります。業績予想の前提となる条件及び業績予想のご利用にあたっての注意事項等については、添付資料4ページ「連結業績予想などの将来予測情報に関する説明」をご覧ください。

○添付資料の目次

1. 当四半期決算に関する定性的情報	2
(1) 経営成績に関する説明	2
(2) 財政状態に関する説明	3
(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明	4
2. 四半期連結財務諸表及び主な注記	5
(1) 四半期連結貸借対照表	5
(2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書	7
四半期連結損益計算書	7
四半期連結包括利益計算書	8
(3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項	9
(継続企業の前提に関する注記)	9
(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)	9
(追加情報)	9
(重要な後発事象)	12
3. その他	15
継続企業の前提に関する重要事象等	15

## 1. 当四半期決算に関する定性的情報

### (1) 経営成績に関する説明

当社グループは当第2四半期連結累計期間においては、増収増益となりました。売上高は6,740,104千円（前年同期比0.6%増）、営業利益は873,241千円（前年同期比12.0%減）、経常利益は604,697千円（前年同期は経常損失4,554,958千円）、親会社株主に帰属する四半期純損失は98,753千円（前年同期は親会社株主に帰属する四半期純損失3,176,576千円）となりました。

当社といたしましては、今後とも短期的な景気判断や収益について適切に対処しながらもそれらに囚われることなく、中長期的視点で経済成長する地域に適切に投資し、当社の成長を目指しております。

なお、上記金額に消費税等は含まれておりません。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

#### (Digital Finance事業)

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績は、増収減益となりました。内訳としましては、タイ王国、ミャンマー連邦共和国ではリース、グループローン売上高が拡大しました。一方、カンボジア王国、インドネシア共和国においてはビジネスモデルの転換、債権の質の向上を目指し、事業再編を進めていることもあり、売上高の一時的な減少が起っておりあります。またカンボジア王国、インドネシア共和国においてはビジネスモデル再編に伴い、またタイ王国においても債権全体の質を高める目的で、積極的に会計上の不良債権の早期処理を進めているために今四半期の利益が圧迫されております。これらは今後の成長ならびに利益向上のために必要な戦略的行動であると考えております。

また、より高収益な企業体質を目指し、中期経営計画を発表して、アジア各国で収益構造改革に着手しており、今後は①全グループにおいて売り上げ増大よりも債権の質とオペレーションの効率化を徹底し、②各国のマクロミクロの状況を加味して全グループのガバナンスを向上させ、③リソースの再配分と新規獲得を進めることで、A. 短期的には利益率向上、B. 中期的には来年以降の強い成長、C. 長期的かつ最終的には、アジアのローカル市場に適切な資金を提供して、各国国民の生活向上や起業家精神の涵養を果たしてまいります。

この結果、当第2四半期連結累計期間における業績は、売上高は4,859,326千円（前年同期比0.6%増）、セグメント利益（営業利益）は1,184,523千円（前年同期比18.7%減）となりました。

#### (スポーツ事業)

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績は、減収減益となりました。

当事業の創業事業でありますソフトテニス関連事業は、学生数の減少というマクロ経済の影響に加え、夏季の屋外における運動を控えるほどの記録的な気温上昇など、厳しい事業環境のなかウェア等の用品の販売は低調に推移いたしました。今後は新たなユーザー直販体制を拡大すべく積極的に活動しております。新しいブランドの設立に向けての研究開発なども進んでおり、下半期においては収益貢献を始めると考えておりますが、今四半期においては費用増となりました。

一方、テニスクラブ再生事業として前連結会計年度に2か店が加わり6か店体制となり、更なる売上拡大へ向け、会員データベースの活用や広告時の近隣地域への利便性等の訴求に加え、各種イベント等によるクラブの活性化を進めてまいります。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高は738,101千円（前年同期比11.2%減）となり、セグメント利益（営業利益）は93,916千円（前年同期比6.0%減）となりました。

今後につきましては、新たな5か年計画として発表いたしましたアクセルプランⅢ「再発進」に基づきBtoBからBtoCを目標とし、サービス向上と直販売上の増大を通じ粗利益の拡大を目指し利益貢献を果たしてまいります。

#### (コンテンツ事業)

コンテンツ事業は、減収減益となりました。これは第2四半期においては売上高の回復が見られるものの、第1四半期における減収を補えなかったことによるものです。日本における出版等の事業環境は長期的下落傾向にあり、構造改革を進めております。特に第3四半期に予定されているアジア事業の開始に向けた準備などの中長期的な成長に向けての投資的活動を活発に行なっていることにより、投資的経費が今年度中も継続的に計上されております。全体としては、日本国内の出版やホビーの企画制作に特化した事業構造から、これをコアコンピタンスとするコンテンツのアジア全域展開を担う総合企画制作販売事業への構造変革の途上にあります。

当事業は、主にトレーディングカードゲーム制作やエンターテインメント関連の書籍及び電子書籍の制作、音楽並びに関連商品の製作を行っており、様々なコンテンツを商品・イベント化する企画・編集・制作に独自性を持ち

展開しております。

当第2四半期連結累計期間は売上高については、特に日本国内において受注が伸び悩んだことから厳しい経営成績となっておりますが、新たなコンテンツの獲得やアジアにおける事業進出が具体的に進捗しております。このためアクセルプランⅢ「再発進」に基づいて、今後も戦略的に投資的費用を投下してまいります。アジア市場においては同事業を大きく伸張させていく可能性があると考えております。

これらの諸活動の結果、当第2四半期連結累計期間における業績は、売上高191,578千円（前年同期比15.8%減）、セグメント損失（営業損失）は59,605千円（前年同期はセグメント損失31,716千円）となりました。

（ゴム事業）

当事業の当第2四半期連結累計期間における業績は、増収増益となりました。

当事業は、当社グループの創業以来の事業であり、ゴムの配合・加工技術に独自性をもつ事業であります。

海外事業におきましては、ベトナム社会主義共和国、インドネシア共和国、モンゴル国などにおいても進出のための活動を継続しております。

また、日本国内においては、機械設備向けのゴム部品部門は低調な状況でありましたが、ゴムライニング防食施工におきまして、これまでの現地工事における早期対応など他社との差別化が奏功し、補修案件・大型案件の受注増により大きく実績貢献を果たすことができ、全体としては増収を確保することができました。

これらの結果、当第2四半期連結累計期間における売上高861,177千円（前年同期比19.3%増）となり、セグメント損失は54,089千円（前年同期はセグメント損失106,547千円）と大幅に改善いたしました。

今後は、新たな5か年計画として発表いたしましたアクセルプランⅢ「再発進」に基づき、特にアジア地域での売上の拡大を図ってまいります。

以下の事業は持分法適用関連会社が営む事業であり当社のセグメントではありません。

（食品事業）

当事業は、当社持分法適用関連会社であります明日香食品株式会社並びに同社子会社グループが営む、和菓子等、とりわけ大福もち等の餅類、団子類、などの開発製造に独自性を持つ事業であります。当第2四半期連結累計期間においては、日本の人口減、スーパー店舗数減、和菓子消費の低調などにより厳しい市場環境が続いておりますが、数年間の改革の結果として製造の効率化が進み堅調に推移しております。

## （2）財政状態に関する説明

（資産）

当第2四半期連結会計期間末における資産残高は、52,526,064千円（前連結会計年度末比2,924,815千円増）となり、流動資産は、41,589,871千円（前連結会計年度末比2,737,014千円増）、固定資産は、10,936,192千円（前連結会計年度末比187,800千円増）となりました。

流動資産増加の主な原因は、転換社債の発行、借入れ並びに営業貸付金等の回収及び為替等の影響による現金及び預金の増加（前連結会計年度末比2,671,797千円増）、Digital Finance事業における営業貸付金の為替の影響による増加（前連結会計年度末比783,139千円増）、同様に貸倒引当金が増加（前連結会計年度末比638,051千円増）したことによる減少要因であります。

固定資産増加の主な原因は、為替の影響による投資有価証券の増加（前連結会計年度末比68,380千円増）、繰延税金資産の増加（前連結会計年度末比135,120千円増）であります。

（負債）

当第2四半期連結会計期間末における負債残高は、33,319,948千円（前連結会計年度末比2,637,651千円増）となり、流動負債は、3,938,776千円（前連結会計年度末比972,480千円増）、固定負債は、29,381,171千円（前連結会計年度末比1,665,171千円増）となりました。

流動負債増加の主な原因は、借入による短期借入金の増加（前連結会計年度末比203,197千円増）及び借入金の返済による1年内返済予定の長期借入金の減少（前連結会計年度末比183,499千円減）、未払利息増加による未払費用の増加（前連結会計年度末比606,896千円増）であります。

固定負債増加の主な原因は、転換社債の発行及び為替の影響による転換社債の増加（前連結会計年度末比1,507,729千円増）であります。

(純資産)

当第2四半期連結会計期間末における純資産残高は、19,206,115千円（前連結会計年度末比287,163千円増）となりました。

純資産増加の主な原因は、親会社株主に帰属する当期純損失計上等による利益剰余金の減少（前連結会計年度末比98,753千円減）、為替換算調整勘定の減少（前連結会計年度末比70,913千円減）、非支配株主持分の増加（前連結会計年度末比419,127千円増）であります。

(3) 連結業績予想などの将来予測情報に関する説明

当社は連結業績予想の公表を差し控えておりますが、当社グループを取り巻く事業環境は常に大きく変化しており、今後も連結子会社の範囲の検討を進めたり、新たに進出した国々での事業状況をさらに詳細に精査する必要があることから、引き続き業績見通しの公表を差し控えさせていただきます。

## 2. 四半期連結財務諸表及び主な注記

## (1) 四半期連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	10,447,113	13,118,911
受取手形及び売掛金	1,014,795	883,922
営業貸付金	32,277,706	33,060,845
商品及び製品	296,828	220,733
仕掛品	193,750	156,074
原材料及び貯蔵品	314,720	325,113
未収入金	938,992	961,565
短期貸付金	480,509	473,532
その他	1,263,664	1,402,449
貸倒引当金	△8,375,224	△9,013,276
流動資産合計	38,852,856	41,589,871
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	185,250	175,135
機械装置及び運搬具(純額)	33,973	39,892
工具、器具及び備品(純額)	175,353	146,973
土地	458,644	462,242
リース資産(純額)	0	0
建設仮勘定	1,020	1,050
有形固定資産合計	854,241	825,293
無形固定資産		
のれん	1,266,283	1,280,499
その他	401,749	448,810
無形固定資産合計	1,668,033	1,729,310
投資その他の資産		
投資有価証券	2,316,719	2,385,099
関係会社株式	4,925,382	4,908,859
長期貸付金	244,526	221,674
長期未収入金	138,625	140,588
破産更生債権等	19,530	32,225
差入保証金	395,565	380,418
繰延税金資産	226,938	362,059
その他	27,565	27,621
貸倒引当金	△68,737	△76,959
投資その他の資産合計	8,226,117	8,381,588
固定資産合計	10,748,391	10,936,192
資産合計	49,601,248	52,526,064



(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成30年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成30年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
支払手形及び買掛金	412,596	395,474
短期借入金	277,125	480,322
1年内返済予定の長期借入金	308,169	124,669
1年内償還予定の社債	24,500	16,000
未払法人税等	16,830	220,437
未払消費税等	13,384	-
未払費用	1,065,591	1,672,488
賞与引当金	165,608	373,757
その他	682,490	655,626
流動負債合計	2,966,296	3,938,776
固定負債		
社債	5,018,555	5,246,008
転換社債	21,263,548	22,771,277
長期借入金	371,218	315,478
繰延税金負債	19,262	3,873
退職給付に係る負債	441,948	440,704
資産除去債務	528,572	531,655
その他	72,894	72,173
固定負債合計	27,716,000	29,381,171
負債合計	30,682,296	33,319,948
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	5,640,894	5,651,394
資本剰余金	2,731,819	2,737,734
利益剰余金	△2,135,486	△2,234,239
自己株式	△23,670	△23,681
株主資本合計	6,213,557	6,131,207
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	9,990	10,788
為替換算調整勘定	55,007	△15,906
その他の包括利益累計額合計	64,997	△5,117
新株予約権	54,031	74,532
非支配株主持分	12,586,365	13,005,493
純資産合計	18,918,952	19,206,115
負債純資産合計	49,601,248	52,526,064



## (2) 四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

## 四半期連結損益計算書

## 第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
売上高	6,702,902	6,740,104
売上原価	1,842,056	2,014,850
売上総利益	4,860,846	4,725,254
販売費及び一般管理費	3,868,158	3,852,012
営業利益	992,687	873,241
営業外収益		
受取利息	56,436	98,143
受取配当金	633	791
為替差益	350,273	-
持分法による投資利益	-	139,736
貸倒引当金戻入額	-	1,896
その他	39,471	18,073
営業外収益合計	446,815	258,641
営業外費用		
支払利息	2,394	8,740
社債利息	387,377	462,874
社債発行費	-	25,481
為替差損	-	21,964
訴訟関連費用	6,547	6,600
持分法による投資損失	5,465,650	-
貸倒引当金繰入額	106,392	-
その他	26,099	1,523
営業外費用合計	5,994,460	527,184
経常利益又は経常損失(△)	△4,554,958	604,697
特別利益		
新株予約権戻入益	-	332
不用品売却益	16,238	-
特別利益合計	16,238	332
特別損失		
減損損失	109,069	-
関係会社株式評価損	105,629	-
貸倒引当金繰入額	6,949,375	5,764
特別損失合計	7,164,074	5,764
税金等調整前四半期純利益又は 税金等調整前四半期純損失(△)	△11,702,794	599,265
法人税、住民税及び事業税	412,207	342,031
法人税等調整額	△101,483	△144,107
法人税等合計	310,723	197,923
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△12,013,517	401,341
非支配株主に帰属する四半期純利益又は 非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	△8,836,941	500,094
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△3,176,576	△98,753

四半期連結包括利益計算書  
第2四半期連結累計期間

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成29年4月1日 至平成29年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成30年4月1日 至平成30年9月30日)
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△12,013,517	401,341
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,121	743
為替換算調整勘定	△458,312	△171,044
持分法適用会社に対する持分相当額	15,268	△33,896
その他の包括利益合計	△441,922	△204,196
四半期包括利益	△12,455,440	197,144
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△3,257,341	△168,227
非支配株主に係る四半期包括利益	△9,198,099	365,372

### (3) 四半期連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記)

前第2四半期連結累計期間(自 平成29年4月1日 至 平成29年9月30日)

株主資本の著しい変動

当第2四半期連結累計期間において、親会社株主に帰属する四半期純損失を3,176,576千円計上したことにより、利益剰余金が同額減少しております。

当第2四半期連結累計期間(自 平成30年4月1日 至 平成30年9月30日)

株主資本の著しい変動

該当事項はありません。

(追加情報)

(連結子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. が保有する貸付債権等について)

当社連結子会社でタイ証券取引所上場のGroup Lease PCL. (以下「GL」という。)は、その子会社Group Lease Holdings PTE. LTD. (以下「GLH」という。)を通じ、中小企業及び戦略的ビジネスパートナーへの貸付(以下「GLH融資取引」という。)を行っております。

GLは、キプロス及びシンガポールの借主に対するGLH融資取引について、平成29年10月16日及び同月19日に、タイ証券取引委員会(以下「タイSEC」という。)からGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などの指摘を受けました。また、タイSECは、タイ法務省特別捜査局(以下「タイDSI」という。)に対し調査を進めるよう、申し立てを行い、現在、タイDSIによる調査が行われております。

当社グループでは、タイSECの指摘の事実関係等について調査をするため、第三者委員会を設置しGLH融資取引を調査しました。また、GLでは、キプロス及びシンガポール借主へのGLH融資取引に対して独立した監査法人による特別監査も実施しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定することはできておりません。

当社では、第三者委員会の調査結果等も踏まえ、今後、タイ捜査当局による捜査並びに指導により会計的な影響の及ぶ可能性等を考慮し、前連結会計年度において、タイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)に対して保守的な観点から貸倒引当金を設定し、営業貸付金元本相当については特別損失に貸倒引当金繰入額を計上し、未収利息相当については、売上高から減額処理し、それ以降の売上計上は取り止めております。

また、平成30年7月31日に、GLではタイSECの決算訂正命令に対応して比較情報としての2016年12月末決算含む2017年12月末決算を訂正しました。訂正の概要は第1四半期連結会計期間の(重要な後発事象に関する注記)をご参照下さい。今回のGLの過年度決算の訂正は、タイSECの決算訂正命令に対応したものです。訂正原因となる誤謬が特定されていないことやタイ捜査当局の調査が継続中で捜査の進捗などによる新たな事実の判明など大きな変化がないこと等を考慮し、当社としましては、GLの訂正処理は当社の決算には反映させず、前連結会計年度での会計処理を踏襲することと致しました。

当連結会計年度の第2四半期連結会計期間末におけるタイSEC指摘のGLH融資取引に関連する貸付債権(概算値)は、貸付元本(営業貸付金)6,355百万円(前連結会計年度末5,950百万円)、未収利息(流動資産 未収入金)281百万円(前連結会計年度末263百万円)となっており、当該貸付金債権全額(営業貸付金及び未収利息)について貸倒引当金6,636百万円(前連結会計年度末6,213百万円)を設定しております。また、当第2四半期連結累計期間の関連利息収入(売上高)は一百万円(前連結会計年度の第2四半期連結累計期間502百万円)となっております。

なお、借主に対しては返済を要請しており、担保資産の処分のための法的処置も進めております。今後とも、着実な債権の回収を図ってまいります。

(JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求等について)

当社連結子会社であるGLが発行した総額180百万USドル（当第2四半期連結会計期間末204億円）の転換社債保有者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「JTA」という。）は、GLがTAISECから平成29年10月16日及び同月19日にGL元役員の不正行為や利息収入の過大計上、関連する決算の訂正などについて指摘を受けたことに起因し、錯誤を理由として、平成29年11月30日付で、転換社債の投資契約解除と転換社債180百万USドルの即時一括弁済等を請求しており、タイ王国及びシンガポール共和国においてGL並びにGLH等に対して各種の訴訟が提起されており、係争中となっております。

JTAが行っている訴訟の概要につきましては、以下のとおりです。

(1) JTAが行っている訴訟の概要

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟
1. 訴訟提起日	平成30年1月9日	平成30年1月10日	平成29年12月26日	平成29年12月26日
2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯	<p>Jトラスト株式会社の子会社であるJTAは、当社連結子会社GLの転換社債（合計2億1千万米ドル）を引き受ける投資契約を締結し、当該転換社債を保有しておりましたが、JTAはGLに対し当該投資契約解除及び未転換の転換社債（1億8千万米ドル相当）の全額一括返済を要求しておりました。GLといたしましては、当該投資契約の解除要件に抵触した事実は何一つなく、転換社債の期限前償還に応じなければならない条件は何ら整っていないことから、これらの要求にはお断りをしつつも、円満解決に向け誠実に対応して参りました。しかしながら、交渉は妥結に至ることはなく、JTAは、GL及びGLH等が、投資家に対し1億8千万米ドル以上の投資を促す為に、同社グループの財務諸表を改ざんし、GLが健全な財政状況であると誤解させ、投資家等に損害を与えたということを理由として、GL及びGLHに対し損害賠償請求を求めべく、これら一連の訴訟を提起したものです。</p>			
3. 訴訟を提起した者の概要	<p>(商号) J Trust Asia Pte. Ltd. (所在地) シンガポール共和国 (代表者の役職・氏名) 代表取締役 藤澤信義</p>	同左	同左	同左
4. 訴訟内容	<p>JTAは、タイ王国において、GL、GL取締役3名、並びに此下益司氏に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>JTAは、タイ王国において、GLの会社更生手続きの開始を求め訴訟を行っております。</p>	<p>JTAは、シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他5社に対し、JTAの投資額（最低2億1千万米ドル）の損害賠償を求め訴訟を提起しております。</p>	<p>シンガポール共和国において、GLH、此下益司氏、並びに当社グループ会社ではないその他1社に対し、通常の事業業務で生じる以外の資産取引の禁止、及び、シンガポール国外への1億8千万米ドルまでの資産移転・処分を禁止するものです。</p>

	(GL)損害賠償請求訴訟	(GL)会社更生申立訴訟	(GLH)損害賠償請求訴訟	(GLH)暫定的資産凍結命令申立訴訟
5. 裁判の進展	係争中です。	平成30年3月19日付で会社更生申立訴訟が棄却されましたが、J T Aは当該棄却に対する訴訟申立てがされており係争中です。	係争中です。	平成30年2月23日シンガポール共和国高等裁判所は暫定的資産凍結命令を停止し解除する決定を下しており、その後、J T Aは2回暫定的資産凍結命令に関する審判保留の申立てを行いました。なお、J T Aは、同時に、暫定的資産凍結命令の停止、解除を不服として、当該決定の棄却（暫定的資産凍結命令の復活）を求め控訴の申立てを行っていましたが、平成30年6月1日に結審し暫定的資産凍結命令が発令されております。

上記の他、G Lは、平成30年5月21日付けでJ T A及びJ T Aの親会社であるJ トラスト株式会社（以下「J トラスト」という。）から、かれらのこれまでの訴訟に対して、G Lが法的要件を満たさない等と公表しているリリースが不正行為であると主張し名誉毀損による損害賠償を請求（結論として20,271,232.88タイバーツ（2018年5月22日のレート3.46円換算で約70百万円））する訴訟を提起されており、係争中です。

(2) G Lの見解及び対応について

G L及び当社といたしましては、法律顧問と相談し検討を進めており、当該転換社債の早期償還に関する権利及び投資契約の解消の権利については、J T Aが早期償還の権利を行使できる条件は何等整っておらず、また当該投資契約の解除事由は生じておりませんので、J T Aによる投資契約の解消、及び、転換社債の早期償還要求は行えないものと認識しております。また、上記一連の訴訟についてはいずれも不当なもので、当社グループの事業運営は、現状上記一連の訴訟により影響を受けるものではありません。

なお、G L Hに対する暫定的資産凍結命令につきましては、現時点においてG L Hの資産はDigital Finance事業の一部であり、G L Hの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておりませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

G L及び当社といたしましては当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存であり、J T Aに対し必要且つ適切な法的処置を取って参ります。

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示しております。

(重要な後発事象)

(持分法適用関連会社の異動(連結子会社化))

当社は、平成30年10月1日開催の取締役会において、当社の持分法適用関連会社である株式会社日本橋本町菓子処(以下、「日本橋本町菓子処」という。)の株式を当社の持分法適用関連会社の明日香食品株式会社(以下、「明日香食品」という。)から取得し、同社に加え、現在明日香食品並びに当社の持分法適用関連会社である株式会社明日香(以下、「明日香」という。)も併せて、連結子会社化することについて決議しており、同日に日本橋本町菓子処株式を取得しております。

1. 株式取得の主な目的

当社グループは、平成23年6月に、明日香食品及び日本橋本町菓子処(旧商号 明日香食品工業株式会社)の株式の一部(明日香食品と日本橋本町菓子処の発行済株式の実質49%)を取得し、和菓子の製造販売をメインとした食品事業を開始しました。

それ以降、当社が持分法適用関連会社である明日香食品及び日本橋本町菓子処並びに明日香の3社の経営指導を行うことで当該事業は堅調に継続しており、当社が平成30年6月27日に公表した中期経営計画の中でも、食品事業を主要な事業として位置づけ、今後5年間で消費者の健康志向に対応した差別化されたブランドを確立すべく対応を進めております。

これまで当社グループは、持分法適用関連会社を通じて当社グループの食品事業を運営しておりましたが、本件株式の取得を通じ、これら食品事業を行っている持分法適用関連会社が連結子会社となります。

当社といたしましては、中期経営計画に沿った健康志向の商品開発・販売に向けたグループ協力体制の強化、及び上場会社である当社が親会社になることによるコーポレートガバナンスの向上を目指し、当該株式の取得を決議いたしました。今後食品事業の連結子会社化を実施することで、食品事業の更なる収益力向上を目指し、当社グループ連結業績の向上を目指していきたいと考えております。

2. 異動する関連会社の概要

(1) 日本橋本町菓子処

① 名称	株式会社日本橋本町菓子処
② 所在地	東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 此下 竜矢 代表取締役 此下 益司
④ 事業内容	和菓子の製造販売

(2) 明日香食品

① 名称	明日香食品株式会社
② 所在地	大阪府八尾市老原7丁目85-1
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 此下 竜矢 代表取締役 此下 益司
④ 事業内容	和菓子の製造販売

(3) 明日香

① 名称	株式会社明日香
② 所在地	千葉県野田市木間ヶ瀬4600番地1
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 此下 竜矢 代表取締役 此下 益司
④ 事業内容	和菓子の製造販売

(注) (2)明日香食品、(3)明日香は、本件株式取得当事者に直接該当いたしません、本件株式取得に伴い連結子会社となることから、本件株式の全体像を把握する上で重要な情報であると考えられることから、その概要を記載しております。

3. 株式取得の主な相手会社の名称

明日香食品株式会社

4. 買収する相手会社の名称、事業の内容

- |             |                              |
|-------------|------------------------------|
| ① 名称        | 株式会社日本橋本町菓子処                 |
| ② 所在地       | 東京都中央区日本橋本町一丁目9番4号           |
| ③ 代表者の役職・氏名 | 代表取締役社長 此下 竜矢<br>代表取締役 此下 益司 |
| ④ 事業内容      | 和菓子の製造販売                     |
| ⑤ 会社の規模     | 資本金 12,000千円                 |

5. 株式取得の時期

平成30年10月1日

6. 取得する株式の数、取得価額および取得後の持分比率

- |             |   |
|-------------|---|
| ① 異動前の所有株式数 | 4,753株 (議決権の数: 4,753個、議決権所有割合: 19.80%)    |
| ② 取得株式数     | 8,324株 (議決権の数: 8,324個)                    |
| ③ 取得価額      | 日本橋本町菓子処の普通株式: 19,419,892円                |
| ④ 異動後の所有株式数 | 13,077株 (議決権の数: 13,077個、議決権の所有割合: 54.49%) |

7. 支払資金の調達方法

取得資金につきましては、自己資金により充当しております。

(当社子会社に対する訴訟の提起)

当社グループの連結子会社であるPT Group Lease Finance Indonesia (以下、「GLFI」という。)において、当第2四半期連結累計期間末後に、以下の通りPT Bank J Trust Indonesia, Tbk. がインドネシア共和国において、GLFIに対し訴訟を提起されたという事象が生じております。

1. 訴訟が提起された日

平成30年10月1日

2. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

Group Lease PCL. (以下、「GL」という。)の子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD. (以下、「GLH」という。)と、Jトラストの子会社であるJTrust Asia PTE. LTD. (以下、「JTA」という。)は、協業してインドネシア共和国及びその他のASEAN地域において、リース業及びコンシューマーファイナンス事業を推進することを目的として、GLFI (GLH65%、JTA20%の割合で出資)を設立しております。同社(GLFI)は、Jトラスト株式会社の子会社であるPT Bank J Trust Indonesia, Tbk. (以下、「BJTI」という。)からファイナンスの提供を受け、インドネシア共和国において割賦販売金融事業を行ってまいりました。今般、GLFIは、BJTIとの融資契約に違反しているという理由で、融資の返済IDR3,636,408,863 (1円をIDR130.21で換算すると約27百万円)及び、損害賠償金の請求IDR100,000,000,000 (1円をIDR130.21で換算すると約7.67億円)を求める訴訟の提起を受けました。GL及びGLFIを始めた当社連結子会社におきましては、融資の返済及び損害賠償金の請求を受ける理由が理解できなかったことから、Jトラスト及びその関連会社との間で締結している各種契約が適法に履行されているか法律専門家



のアドバイスを求め、その結果、契約違反及び、不履行並びに、契約解除事由に該当することは一切生じていないというを確認しております。一方、当社といたしましては、平成30年2月20日付「(経過報告) 当社子会社に対する訴訟の提起に関するお知らせ」にてご報告させていただきました通り、J T Aとは別途訴訟も進行しているという事情もあり、本件訴訟もそれらと一連のものであると判断しております。

### 3. 訴訟を提起した者の概要

- ① 商号 PT Bank J Trust Indonesia, Tbk.
  - ② 所在地 インドネシア共和国
  - ③ 代表者の役職・氏名 代表取締役社長 浅野 樹美 (注)
- (注) 代表者の登録について、インドネシア共和国の金融当局の許可が下りているか現時点で確認はできておりません。

### 4. 訴訟の内容

B J T Iは、G L F Iに対し融資契約に違反しているものとして、融資の返済IDR3,636,408,863(1円をIDR130.21で換算すると約27百万円)と、損害賠償金の請求IDR100,000,000,000(1円をIDR130.21で換算すると約7.67億円)を求める内容です。

### 5. 当社子会社の概要

- ① 商号 PT Group Lease Finance Indonesia
- ② 所在地 インドネシア共和国
- ③ 代表者の役職・氏名 President Director Nicolay Kosyakof
- ④ 事業内容 Digital Finance事業
- ⑤ 資本金 IDR 100,000,000,000(1円をIDR 130.21で換算すると約7.67億円)
- ⑥ 設立年月日 2016年2月23日
- ⑦ 当社グループにおける議決権の保有割合 G L HがG L F Iの株式を65%保有しております。

### 6. 今後の見通し

当社及び当社グループ会社といたしましては、本件訴訟の提起を受ける理由は一切ないと考えており、法律専門家とも当該訴訟は濫訴の一つであると考えて検討を進め、当社グループの正当性を主張すべく粛々と法的対応を進めて参る所存です。

引き続き開示すべき事項が生じた場合にはご報告させていただきます。

### 3. その他

#### 継続企業の前提に関する重要事象等

前連結会計年度に引き続き当第2四半期連結累計期間においても、下記1. 2. 3の事象が存在しておりますが、これらについて、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

#### 1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項等について

タイSECは、平成29年10月16日付で、タイ法務省特別捜査局（以下「タイDSI」）に対しGroup Lease PCL.（以下「GL」という。）元最高経営責任者（CEO）であった此下益司氏が、偽計及び不正行為を行った可能性を指摘し、同氏に対して調査を進めるよう、タイDSIに対し申し立てをしたことを公表いたしました。

調査の対象となった取引は、GLの連結子会社であるGroup Lease Holdings PTE. LTD.（以下「GLH」という。）が貸主となり、キプロス及びシンガポールの借主に対する54百万USドルの融資取引（以下「GLH融資取引」という。）が、此下益司氏の指示により貸主グループ会社間で送金され、最終的にGLHへの分割弁済に充当されていること、また、そのGLH融資取引に係る年利14～25%利息収入が過大に計上されることで、GLの連結財務諸表は適正な開示を行っていないというものです。

当該事案は、タイDSIの調査の結果、刑事告訴に繋がる可能性が含まれており、これにより、此下益司氏は、GLの取締役並びに経営者の資格を喪失し、同日付けでそれらの地位を退任することとなりました。

また、タイSECは、平成29年10月19日付で、GLが財務諸表の訂正を行わない場合、及びGLの取締役が財務諸表の訂正を行わず、虚偽又は不適切な財務諸表の提出をする場合には、タイ証券取引法に違反することになるとの通知を行いました。

平成29年10月27日に、GL会計監査人のEY Office Limited（以下「EY」という。）から、GLの財務諸表に関して「無限定適正意見」から「意見不表明」に変更した修正監査報告書又は四半期レビュー報告書を受領しました。修正の対象となった財務諸表は過去に遡及し、

- ・2016年12月期の連結財務諸表（2017年2月28日発表）
- ・2017年12月期第1四半期財務諸表（2017年5月12日発表）
- ・2017年12月期第2四半期財務諸表（2017年8月15日発表）

と3回分となります。

（なお、上記3回分の報告書につきましては、平成29年12月25日に、GLH融資取引の会計処理を除外事項とした限定付適正意見又は限定付結論に修正する報告書をGLは受領しております。）

また、GLは、平成29年11月14日に、GLH融資取引に関連した貸付債権に対し、全額損失引当金を計上したことなどを含む第3四半期（2017年9月）の決算を公表しており、EYからタイSECの指摘事項及びGLH融資取引の会計処理等を限定事項とする限定付結論の四半期レビュー報告書を受領しております。

当社グループでは、これらの事象に対して、GLにおいて、問題となるGLH融資取引の特定を進めるためにタイSECに対し照会等を行うなど、該当期間の財務諸表並びにGLH融資取引に関して、調査及び見直しを進めてまいりました。

GLでは、GLH融資取引について、特別監査を実施する独立的な第三者の監査法人を選任し、当該取引について意見を求めることともしており、Mazars LLPを特別監査人に選任しております。

Mazars LLPによる特別監査は、2018年7月27日に監査項目及び事実報告が含まれた最終レポートをGLが受け取りました。特別監査の項目は、以下のとおりです。

1. 対象となる貸付金取引について、社内関連書類を確認し、その有効性、権利及び義務を検証する
2. 対象となる貸付金の債務者の状況や背景を確認し、関連当事者取引に該当するかを検証する
3. 上記2点について、シンガポールにいる当社リーガルアドバイザーによる法学的見解を検証する

Mazars LLPの報告書によると、2015年度、2016年度、2017年度において上記監査項目を実施した結果、いずれの債務者においてもGLの所有もしくは支配下にあったとする証拠は見つからなかったとのことです。

また、当社連結子会社の株式会社ウェッジホールディングスでは、GLH融資取引の実態、取引の適正性を調査するため、平成29年11月17日に、第三者委員会を設置することを決議し、第三者委員会の調査に全面的に協力してまいりました。

平成29年12月12日に、第三者委員会の中間報告書を受領しましたが、タイSECの指摘の根拠を特定するには至りませんでした。

GLは、上記のとおり財務諸表の内容やGLH融資取引に関する問題点を発見することができませんでしたが、GLの監査委員は検討の上、タイSECの要請に従い、GLの事業及び、GLの株主並びにステークホルダーに不利益が生じることを避けるために、決算を訂正し平成30年7月31日に修正財務諸表を公表いたしました。

当該訂正に伴う影響につきましては、GLは将来発生する可能性がある損失全額に対して引当金を計上していたことから2017年12月末時点の純資産への影響はなく、また、GLの会計監査人による監査意見の変更はありません。

当社グループといたしましては、引き続き、タイSECやタイDSIに対し、当社グループの正当性を主張しつつ、タイDSIの捜査に全面的に協力してまいります。

なお、捜査の動向次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」に起因し、GLはGLの大口債権者であるJTRUST ASIA PTE. LTD.（以下「Jトラストアジア」という。）から、平成29年11月30日付で、錯誤を理由として、契約解除と転換社債180百万USドルや投資等の即時一括弁済することなどを含む請求を受けました。

当社グループでは、法律専門家の意見等も踏まえ、GLがJトラストアジアとの契約に違反した事実がないことや、契約上も転換社債を即時返済する義務はないものと認識しており、当該請求は法的に無効と考えております。

なお、Jトラストアジアとの交渉等の結果次第では、当社グループの経営等に影響を及ぼす可能性があります。

## 3. Jトラストアジアによる訴訟提起について

上記「1. タイ証券取引委員会（以下「タイSEC」という。）から公表された事項について」及び、「2. JTRUST ASIA PTE. LTD. からの請求について」にも起因し、平成30年1月12日にJトラストアジアがタイ王国及びシンガポール共和国において、GL並びにGLHに対し法的手続きを開始した旨の公表を行っております。

### (1) タイで開始された法的手続きについて

#### ①民事訴訟の提起

Jトラストアジアは、平成30年1月9日に、此下益司氏、GL、及びGLの取締役3名を被告として、民事裁判所に民事訴訟を提起しました（民事事件Black Case No. Por. 83/2561）。訴状の内容は、不当行為の申し立て、取引無効の回避、及び損害賠償の請求に基づくもので、Jトラストアジアに対する損害賠償を被告全員に求めています。

#### ②GLに対する会社更生の申し立て

Jトラストアジアは、平成30年1月10日に、GLの会社更生申し立てを中央破産裁判所に行いました（再生事件 No. For. 1/2561）。申し立ては、審理続行のため裁判所により受理され、第一審は平成30年3月19日に行われましたが、中央破産裁判所は正式に棄却の命令を下しました。当該棄却に対して、Jトラストアジアは平成30年4月17日に控訴申し立てを行っており、平成30年4月18日にタイ中央破産裁判所はその控訴申し立てを受理しております。

#### ③GLの見解及び対応について

GLが受けた法律顧問からの助言によると、中央破産裁判所はJトラストアジアのGLに対する控訴手続きが開始されますが、これからの控訴審で新たな決定がなされるまでは平成30年3月19日にタイ中央破産裁判所が下した棄却の決定が有効となります。従いまして、Jトラストアジアによる控訴申し立ては当社の事業運営に全く影響ございません。GLが事業を遂行するにあたり、何ら制限はなく、全ての事業取引が自由に実行可能な状態にあります。当該控訴審を受け今後審尋することになっておりますが、当社の業務に差し障りが出るものではありません。

GLは、Jトラストアジアとの転換社債発行に関する投資契約を締結して以降の期間を通じて、当該投資契約の条件を完全且つ厳密に遵守してきました。GLはその契約条件のいずれかに違反するような行動、ま

たは、Jトラストアジアに対して不当行為となるような行動に関わったことは一切ありません。

さらに、GLは債権者への支払いを滞納したことは一度もありません。この点についてGLは、発生している状況に関してGLのその他主要金融債権者に対し引き続き説明を行い、GLと債権者間のさらなる相互理解を確保するとともに、確立された取引関係を今後も保持する所存です。

また、GLは現時点で一切支払い不能な状態にはありません。このことは一般公表されている財務状況報告書（貸借対照表）において、総資産額が総負債額を上回っていることから容易に確認ができます。加えて、GLの事業において財務的な問題や流動性の枯渇は一切なく、もとより、GLは非常に高い実績をあげております。従って、GLは会社更生が適用される基準内に入ることはなく、会社更生の状況に置かれる理由も必要性もありません。この件について、GLは今後必要且つ適切な法的措置を法律顧問と協議しつつ進めております。

## (2) シンガポール共和国で開始された法的手続きについて

### ①GLH等に対する損害賠償請求及び資産凍結命令について

Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。主な訴訟申立ての理由としては、GLHが他の被告と共謀し、JトラストアジアにGLに対する総額180百万USドル以上の投資をさせるために詐欺を行ったというものです。また、GLHは、GLの財務諸表を改ざんし、投資家に対してGLが健全な財務状況にあると誤解させ、GLへの投資を促し、貸付契約を結ばせたというものです。これにより大きな被害を被ったため、Jトラストアジアは、GLH及びその他の会社を被告とし、シンガポール共和国の裁判所にて訴訟手続きを開始しました。

これにより大きな被害を被ったため、JトラストアジアはGLHおよびその他被告に対し、最低210百万USドルの損害賠償請求を行うとの内容です。Jトラストアジアはシンガポール共和国の裁判所に暫定的資産凍結命令を申請しました。

これに対してGLHは、シンガポール共和国の裁判所へ申し立てた全ての訴状内容及び暫定的資産凍結命令に反証を行い、暫定的資産凍結命令については2018年2月23日に取り消し一切の効力を消失しました。

その後、Jトラストアジアは当該暫定的資産凍結命令の取り消しを不服として、暫定的資産命令の復活を求める控訴を行い、平成30年6月1日に当該控訴審について、日常かつ適切な業務でなされる場合を除いて、1億8千万米ドルまでの資産の取引ないし処分の禁止が命じられました。GLHについては全世界の資産が対象となります。

当該資産凍結につきましては、別途進行しております本訴たる損害賠償請求訴訟に付随するもので、当該本訴において原告が勝訴した場合の請求権を予め保全するため、本訴が終了するまで通常業務以外の資産移動が禁止されるというものであります。

当該資産凍結は最終的な差押えではないため、GLHの資産が裁判所により処分されたりすることはなく、また、JTA等の第三者に資産が移転するものではありません。

### ②GLの見解及び対応について

Jトラストアジアによるシンガポール共和国の裁判所の暫定的資産凍結命令につきましては、現在判決の内容及び今後の対応を精査、検討している過程であります。現時点におきましては、GLHの資産はDigital Finance事業の一部であり、GLHの日常かつ適切な事業業務で生じる資産取引等は制限されておられませんので、当該資産凍結が当社グループの業績に与える影響は大きくないと判断しております。

GLは、違法行為を行ったことも違法行為に関わったこともなく、GLHが貸付取引の借主と共謀し、GLの財務諸表を改ざんするなどの事実は全くありません。GLHと借主の間で交わされた貸付契約は、真正であり、実際のビジネス交渉により締結されたものであると考えております。また、GLの財務諸表は、全て事実に基づき正当に作成されております。従いまして、Jトラストアジアの訴訟申立ての各内容に関し、全く根拠がないものと考えております。